

市会議第4号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年3月22日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号から第4号までの規定中「13人」を「14人」に改め、同項第5号中「17人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の委員の定数を改める必要があるので提案する。